資料2別冊

令和6年度

児童福祉にかかる主要事業（詳細）

資料2別冊

令和6年度児童福祉にかかる主要事業（詳細）

番号	事業名	所管課
1	こどもの権利サポートセンター運営経費	こどもの権利サポートセンター
2	（仮称）熊本市こども計画策定関連経費	こども政策課
3	新たなこども食堂支援事業	こども政策課
4	子どもの未来応援基金関係経費	こども政策課
5	結婚支援事業	こども政策課
6	子育て支援アプリ関連経費	こども支援課
7	産後ケア事業	こども支援課
8	児童手当給付経費	こども支援課
9	私立保育所等障がい児保育助成	保育幼稚園課
10	公立保育所一時預かり事業	保育幼稚園課
11	こどもの権利擁護推進事業	こども家庭福祉課
12	こどもの居場所支援事業	こども家庭福祉課
13	（仮称）若者・ヤングケアラー支援センター運営経費	こども家庭福祉課
14	こども発達支援センター運営経費	こども発達支援センター

1. こどもの権利サポートセンター運営経費

新

（予算額）24,300千円
（所管課）こどもの権利サポートセンター

○こどもの権利サポートセンターの運営に要する経費

現状・課題

○いじめの認知件数や虐待相談件数等は増加傾向にあり、こどもの貧困やSNSトラブルなどの問題も生じており、**こどもの権利侵害は多様化・複雑化**している。

○これらの権利侵害事案からこどもの権利を守るために、こどもや保護者等から相談を受け、解決に向けて取り組んでいく「**こどもの権利サポートセンター**」の運営を行う。

事業概要

○事業費：24,300千円

○事業内容

（1）こどもホットライン運営経費【19,890千円】

こどもや保護者等からこどもの権利に関する相談を受け、対応を行う窓口の運営経費

≪積算内訳≫

・運営経費（相談員雇用費・弁護士連携・電話代等）10,861千円
・タブレット相談事業：5,500千円
・こども食堂と連携した相談等事業：2,100千円
・その他（消耗品、先進地視察等）：1,429千円

（2）広報啓発経費【4,410千円】

・こどもの権利に関する広報や啓発に要する経費

イメージ図

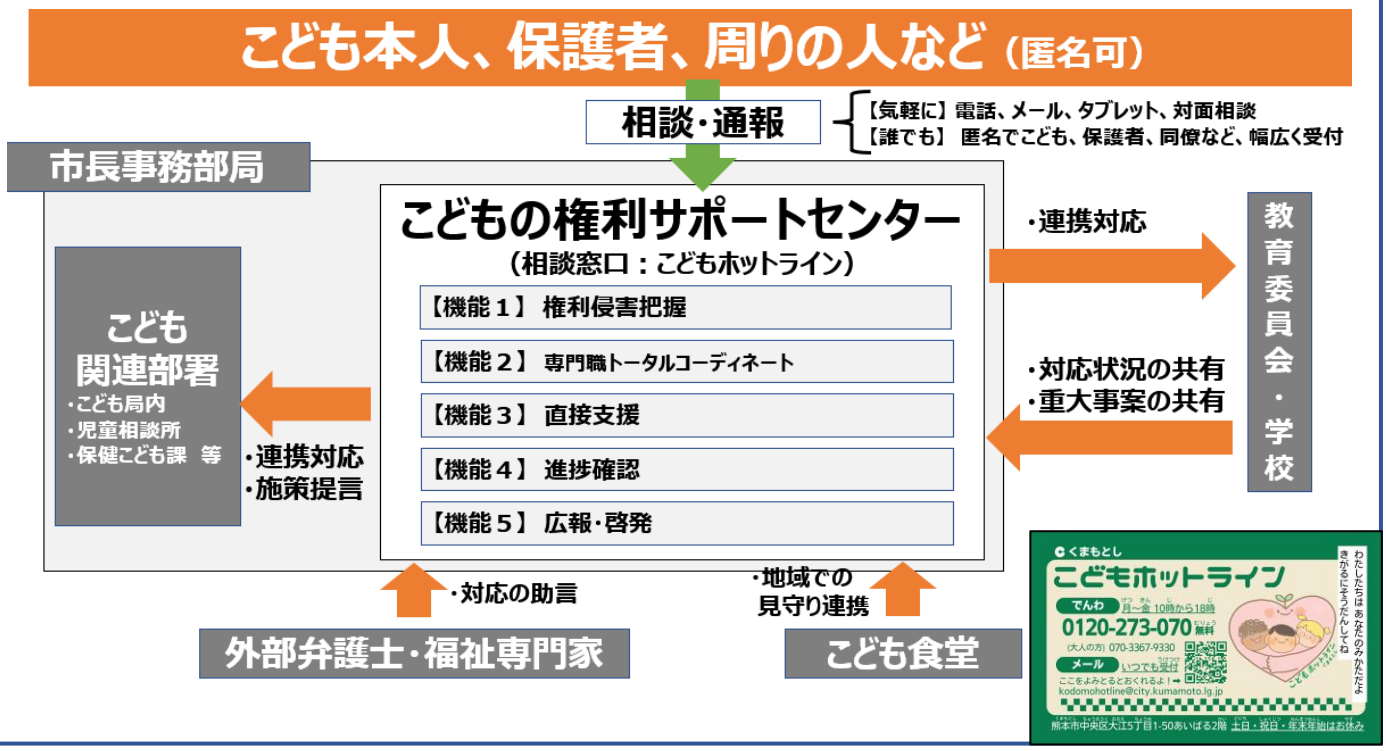

2.（仮称）熊本市こども計画策定関連経費

新

（予算額）4，000千円
（所管課）こども政策課

○こども基本法に基づくこども施策を総合的に推進するための（仮称）熊本市こども計画策定に要する経費

現状・課題

○子ども輝き未来プランを始めとする本市のこども関連計画が令和6年度に終期を迎えることから、次期計画の策定が必要である。

○こども基本法において、市町村はこども大綱を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めることとなっており、こども施策の総合的な推進を図るため、令和6年度に既存のこども関連計画を一体化した**（仮称）熊本市こども計画を策定する。**

事業概要

○事業費：4，000千円

○事業内容

（1）実務者・有識者からの意見聴取【506千円】

児童福祉専門分科会及び有識者ヒアリングを開催し、こども・子育て支援に関する各分野の実務者・有識者からの意見を聴取する。

≪積算内訳≫

・委員報酬等：406千円　・有識者謝礼：100千円

（2）こどもの意見反映に関するイベント開催【2，694千円】

こどもや子育て当事者の意見反映及び「こどもまんなか熊本」の機運醸成を図るためのイベント等を開催する。

≪積算内訳≫

・イベント委託：2,694千円

（3）調査分析・計画策定支援【800千円】

令和5年度に実施している「こども・子育て支援事業利用希望等調査結果」を踏まえた分析等を行う。

≪積算内訳≫

・分析委託：800千円

イメージ図

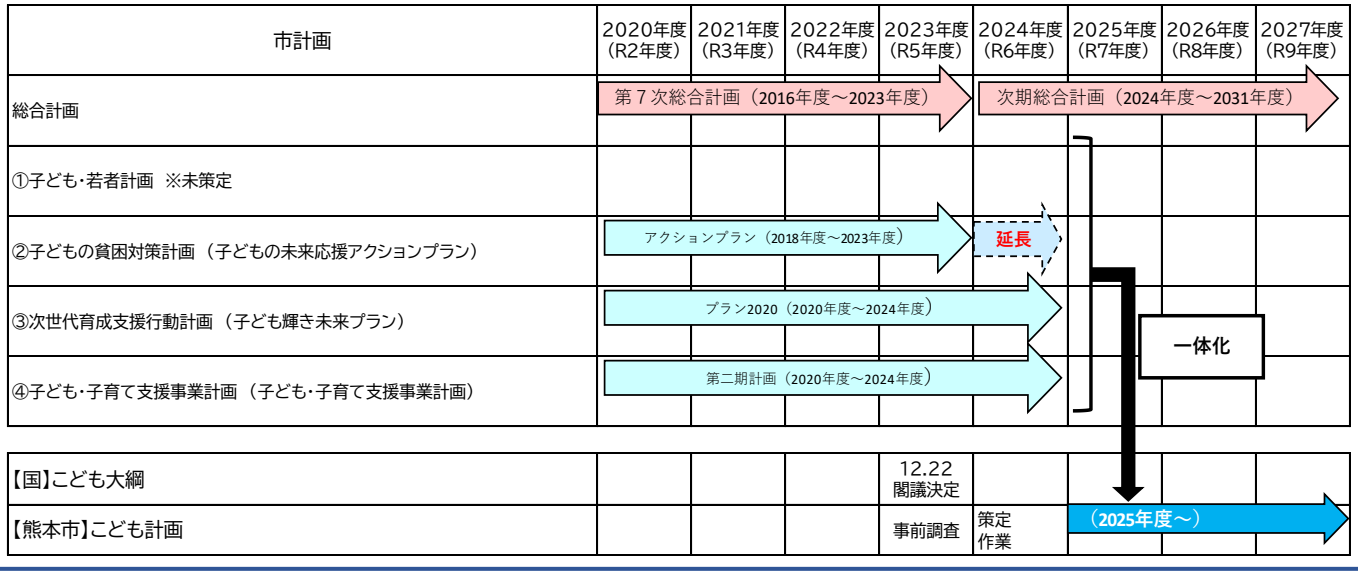

3. 新たなこども食堂支援事業 新

（予算額）1,319千円うちR6当初計上319千円
（所管課）こども政策課

○市内のこども食堂のネットワークづくり及び未開設地域における新規開設を促進するための啓発活動に要する経費

現状・課題

○こども食堂は民間団体により運営されており、こどもへの食事提供のほか、孤食・孤立防止、食育、学習支援、地域交流の場づくりなどにも取り組まれている。

○こども食堂の開設数は増加しているが、こども達が歩いて通うことが可能な**校区単位では未開設の地域がある**。また、こども食堂へのヒアリングでは、**開設時の支援**や**こども食堂間の意見交換の場の設置**などの要望が寄せられている。

事業概要

○事業費：1,319千円

○事業内容

（1）こども食堂キャラバン隊によるPR活動【1,150千円】

こども食堂が開設されていない地域での開設を促すため、こども局、まちセン、こども食堂ネットワーク団体等によるキャラバン隊を結成し、地域団体等へのPRを行う。

≪積算内訳≫

・こども食堂ネットワーク団体への謝礼金：150千円

・PR用の動画作成経費：1,000千円　※令和5年度2月補正予算に計上

（2）こども食堂ワークショップの開催【169千円】

ワークショップを開催し、こども食堂運営者や新規開設希望者の交流を促す。

≪積算内訳≫

・ファシリテーター謝礼金：100千円　・会場使用料：69千円

イメージ図

■熊本市内のこども食堂の数（校区別）

49校区／92校区で開設済み（令和6年1月時点）

校区充足率53%　⇒　さらなる開設を促すためPR活動等を実施

【中央区】
１９校区中９校区
１５カ所で実施

【東区】
１８校区中１２校区
２０カ所で実施

【西区】
１３校区中７校区
７カ所で実施

【南区】
２１校区中１０校区
１２カ所で実施

【北区】
２１校区中１１校区
１４カ所で実施

※**こども食堂**

民間主体の自主的・自発的な取組で、活動理念や内容、実施主体も様々。多くの食堂が、こどもへの食事提供のみならず、孤食・孤立防止、食育、学習支援、地域交流の場づくりなどを実施。

4. こどもの未来応援基金関係経費 拡

（予算額）53,600千円
（所管課）こども政策課

○こどもたちが健やかに育つ環境づくりのための子育て支援団体等の活動及び子育て関連施設の環境整備の助成に要する経費

現状・課題

○**こどもの未来応援基金**を活用し、「地域における子育て支援サービスの充実」を図るため、子育て支援活動等を行う個人・団体へ活動資金の一部を助成。

○令和5年度から実施している、**こどもに関わる施設のおもちゃ・絵本などの購入**にかかる経費に対する助成を拡充（令和5年度対象：子育て支援センター、児童館等）。

※保護者アンケートより「こどもが楽しく遊べる遊具やおもちゃ」を充実してほしいというご意見：43%（「子育て支援に関する調査結果報告」）

事業概要

○事業費：53,600千円

○事業内容

（1）子育て支援活動やこども食堂等への事業費補助【6,846千円】

≪積算内訳≫

・事業費補助金：6,846千円

（2）保育園・幼稚園、認定こども園等への玩具等支援経費【46,400千円】【拡充】

≪積算内訳≫

・玩具・本・教材購入費：2,600千円

・玩具・本・教材購入費（補助金）：43,800千円

※保育園・幼稚園、認定こども園等464施設（1施設あたり：上限100千円）

（3）事務費、寄附採納・基金運用経費等【354千円】

イメージ図

こどもの未来応援基金（市民や企業等からのご寄附）

＜助成の対象＞

【活動資金の助成】

・子育て支援活動等を行う個人・団体

・こども食堂、フードバンクを運営する団体

約60団体対象

【玩具等購入支援】

1施設あたり10万円

・保育園、幼稚園、認定こども園

・認可外保育施設

・地域型保育事業所

・児童養護施設等　　計464施設対象

※令和6年度：全502施設実施完了

（令和5年度：38施設実施）

5. 結婚支援事業 拡

（予算額）37,000千円
（所管課）こども政策課

○出会いの機会を提供するための結婚支援センターの設置・運営及びマッチングシステムの導入に要する経費

現状・課題

○少子化の要因の一つに未婚化・晩婚化があげられており、本市においては、生涯未婚率（R2：男性20.7%、女性17.4%）の上昇が続いている。一方で、本市が実施した市民アンケート調査では、結婚を希望するが、相手に巡り合わないことが障壁と回答した独身者の割合が約46．4%という結果となった。

○結婚を希望するが相手に巡り合わない方や、まだ具体的な行動を起こしていない方に対して、行政が、民間サービス以上の安全性・信頼性の確保を図り、**安価で安心な結婚支援サービスを提供する**必要がある。

事業概要

○事業費：37,000千円

○事業内容

（1）結婚支援センターの設置・運営【36,000千円】【拡充】　R7.1開設予定

AIマッチングシステムによる引き合わせ、センターへの登録受付、結婚支援ボランティアとの調整、婚活イベント等の企画・運営、登録促進に向けた広報など結婚支援事業を実施する。※熊本連携中枢都市圏事業

【行政が実施する意義】
登録時にマイナンバーカード等の活用により安全性・信頼性の確保を図り、結婚を希望する全ての方に安価で安心な結婚支援サービスを提供する。

（2）結婚チャレンジ事業【1,000千円】

地域の団体等が婚活イベントや婚活セミナーを開催する費用を補助する。

イメージ図

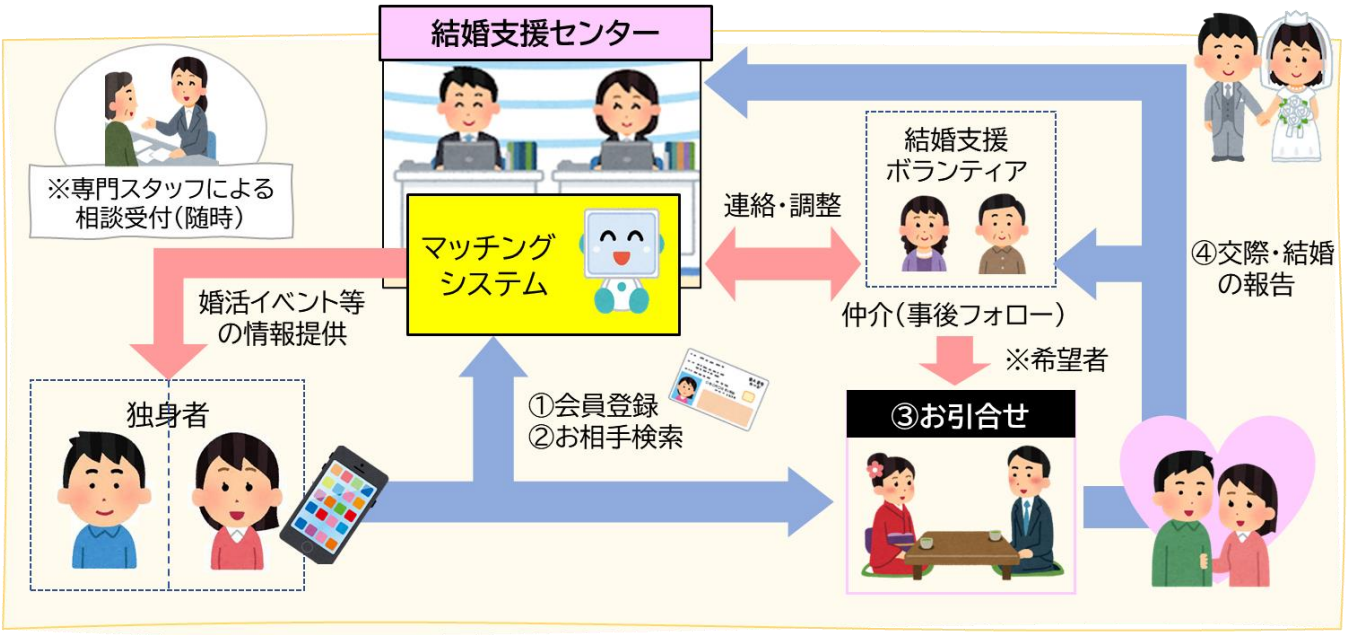

6. 子育て支援アプリ関連経費 新

（予算額）1,298千円
（所管課）こども支援課

○親子（母子）手帳の内容や子育て支援の施設・イベント等に関する情報を提供するアプリの構築に要する経費

現状・課題

○子育て世帯に関わる**広報や情報検索、手続き等が集約されておらず、市民が必要な情報に辿り着きにくい状況。**

○「スマートフォンなどを利用して、いつでも手軽に子育て関連の情報検索や手続きができるようにしてほしい」といった市民からの要望に対応する必要がある。

事業概要

○事業費：1,298千円

○運用開始時期：令和6年夏ごろ（予定）

○事業内容　※想定される主な機能
①親子（母子）健康手帳とは別に電子親子（母子）健康手帳を管理（成長グラフ・成長写真・健診記録等）
②地域の子育て情報掲載
③メール配信・プッシュ通知
④イベント検索（地域の子育てイベント掲載、検索、カレンダー表示）
⑤子育て関連施設検索　（保育施設や図書館、公園など。空き情報や写真も掲載可能）
⑥医療機関検索（最寄りの医療機関検索や経路検索、かかりつけ医登録等）
⑦予防接種スケジューラー（生年月日や接種歴等の条件に合わせて自動作成）
⑧オンライン予約（イベントや面談、一時預かり等の 24 時間オンライン予約）
≪積算内訳≫
委託料1,298千円

イメージ図

7. 産後ケア事業 拡

（予算額）44,000千円
（所管課）こども支援課

○産後の心身の不調や育児に不安を抱える母子に対する心身のケアや育児のサポートに要する経費

現状・課題

○年々、産後うつや**新生児・乳児への虐待**は増加傾向にある。産後間もない時期の育児の不安や負担、不調を訴える**産婦に対し、専門的なケアを行うことが必要。**

○出産後すぐに助産師が訪問し、自宅でケアを行うことでメンタルリスクを防ぐため、従来の宿泊・日帰り型ケアに加え、**訪問型ケアの導入**が必要。

事業概要

○事業費：44,000千円

○事業内容

（1）対象者：分娩施設を退院し、産後1年未満で支援を必要とするすべての産婦
（父親や養親等も対象）

（2）実施方法

①宿泊型：病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊によりケアを行う
②日帰り型（1日型、3時間型、2時間型）：個別・集団での支援を行なえる施設において、日中、来所した利用者に対しケアを行う
③訪問型：自宅等に助産師が訪問し、利用者に応じた必要なケアを行う【拡充】
※①～③あわせて利用上限10回

（3）支援の内容

①母親の身体的ケア、②母親の心理的ケア、③適切な授乳方法の指導、④保健指導、⑤栄養指導、⑥児の発育及び発達確認、⑦育児手技の指導及び相談、⑧生活の相談及び支援

≪積算内訳≫
委託料44，000千円

イメージ図

【産後ケアの項目ごとの利用料】

項目		対象世帯	1日当たりの利用料
宿泊型		一般	7,000円
		非課税	3,500円
		生活保護	1,750円
		多胎児加算	500円
日帰り型	1日型（5時間程）	一般	3,000円
		非課税	1,500円
		生活保護	750円
		多胎児加算	500円
	3時間型	一般	1,500円
		非課税	750円
		生活保護	300円
		多胎児加算	500円
	2時間型	一般	1,000円
		非課税	500円
		生活保護	200円
		多胎児加算	500円
訪問型		一般	1,000円
		非課税	500円
		生活保護	200円
		多胎児加算	500円

8. 児童手当給付経費 拡

（予算額）13,384,000千円
（所管課）こども支援課

○児童手当の給付に要する経費

現状・課題

○若い世代において未婚化・晩婚化が進行しており、少子化の要因の一つとなっている。

○理想の数のこどもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由が最も高くなっており、**子育て世帯の経済的負担感・不公平感の解消に向けた取組が必要。**（「こども未来戦略」）

○令和5年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針で、児童手当の対象拡充が示された。

事業概要

○事業費：13,384,000千円

○事業内容
- 支給対象児童を15歳の年度末までから18歳の年度末まで拡充
- 所得制限撤廃
  ※対象拡充及び所得制限撤廃により、対象児童が約80，000人→約100，000人に増加
- 第3子以降多子加算額を月額15,000円から月額30,000円に増額
  （第1子、第2子は現行通り月額10,000円）
- 多子加算における児童のカウント方法を、18歳の年度末から22歳の年度末まで拡充
- 支払月を年3回から年6回（2か月ごと）とし、改正後の初回支給を令和6年12月とする

≪積算内訳≫　扶助費：13,384,000千円

イメージ図

【拡充内容】	現行制度	改正後（令和6年10月～）
支給対象児童	15歳の年度末まで	**18歳の年度末まで**
所得制限	あり ・所得制限以上で特例給付（月額5,000円） ・所得上限以上で支給無し	**なし**
第3子以降加算額（多子加算）	月額15,000円	**月額30,000円**
第3子以降加算カウント方法	18歳の年度末まで	**22歳の年度末まで** ※進学・就職を問わず、監護・生計同一の実態があればカウントする。
支払月	4か月ごとに支給（2・6・10月）	**2か月ごと**に支給（偶数月） ※初回支給は令和6年12月

9. 私立保育所等障がい児保育助成

（予算額）324,000千円
（所管課）保育幼稚園課

○私立保育所等における障がい児保育に係る職員雇用に対する助成等に要する経費

現状・課題

○様々な障がいを抱え、**支援を必要とするこどもは年々増加傾向**にある。

○令和4年度に補助基準額の改正を契機に、加配職員の配置に積極的な保育所が増加し、**障がい児の受入れが可能となる保育所等が増えている。**

事業概要

○事業費：324,000千円

○事業内容

（1）保育士の雇用経費助成【309,200千円】

2、3号認定の障がい児を受け入れている私立保育所等に対し、障がい児保育を行う保育士の人件費等を補助する。

≪積算内訳≫

保育士の人件費等に対する補助金　309,200千円

（2）支援の要する子に対する補助【14,800千円】

1号認定の障がい児を受け入れている認定こども園に対し、特別支援教育を行う保育士の人件費等を補助する。

≪積算内訳≫

保育士の人件費等に対する補助金　14,800千円

イメージ図

受入れ児童数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5（見込）
園数	79園	86園	87園	92園	100園
加配人数	124人	131人	132人	162人	195人
中度より重い	24人	24人	18人	17人	17人
中度	44人	42人	34人	38人	33人
軽度	194人	221人	233人	258人	339人
合計	262人	287人	285人	313人	389人

10. 公立保育所一時預かり事業 拡

（予算額）13,564千円
（所管課）保育幼稚園課

○公立保育所における一時預かり事業に要する経費

現状・課題

○就労形態の多様化や核家族化の進行等により、**一時預かり事業のニーズが増加**している。

○公立保育所19園で一時預かり事業を実施しているものの、保育士不足等から、専任の保育士を配置している園においても十分に**受入れが出来ていない状況**。

事業概要

○事業費：13,564千円

○事業内容

（1）会計年度任用保育士の雇用経費【12,781千円】【拡充】

一時預かりのニーズに対応するため、専用室設置園を1か所増やすとともに、専任保育士を2名増員する。

≪積算内訳≫

・専任保育士雇用経費3名：12,781千円（1名⇒3名）

（2）賄材料費等【783千円】

≪積算内訳≫

・給食費にかかる賄材料費等：783千円

イメージ図

一時預かり保育とは

保護者の就労、病気、冠婚葬祭等で、乳幼児を一時的にご家庭で保育できない場合、1か月に13日以内（週3日程度）まで、その乳幼児を保育所等でお預かりしています。

保護者

種類	内容
非定型的一時預かり	保護者の短期の就労・就学など
緊急保育	保護者の病気、出産、看護、冠婚葬祭など
その他	保護者の心理的・肉体的負担等解消（リフレッシュ）など

預ける

保育園

春日保育園

3名程度／日

既設園の受入れ定員拡大

春日保育園

6名程度／日

2か所目を設置

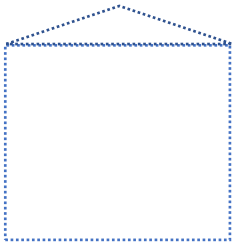

（仮）本荘保育園※

3名程度／日

※本荘保育園を候補として検討中

11. こどもの権利擁護推進事業 拡

（予算額）10,400千円
（所管課）こども家庭福祉課

○社会的養護を受けているこどもの権利擁護に係る意見表明の支援等に要する経費

現状・課題

○社会的養護を受けているこどもは、親など身近な大人からの虐待を背景としていることが多く、身近な大人に対し意見表明をする機会が少ないため、施設や児童相談所の職員に自己の養育環境等に関する**不安や悩みを打ち明けることが困難**である。

○こどもの意見を聴き、こどもの最善の利益を考えて意思決定がなされるために、**こどもの権利擁護に関する周知啓発やこどもの意見表明の支援**を行う必要があることから、改正児童福祉法の施行に先駆け、令和5年度はモデル事業として4施設で実施した。

事業概要

○事業費：10,400千円

○事業内容

（1）意見表明支援員の配置等【10,278千円】［拡充］

こどもの権利擁護（アドボカシー）の普及啓発、意見表明支援員（アドボケイト）の確保・育成、こどもの意見表明の支援、こども会の運営等を実施する。

令和6年度は、対象施設を本市所管の全23施設に拡充。

≪積算内訳≫

・業務委託経費：10,278千円

（2）審査部会への申立【122千円】

イメージ図

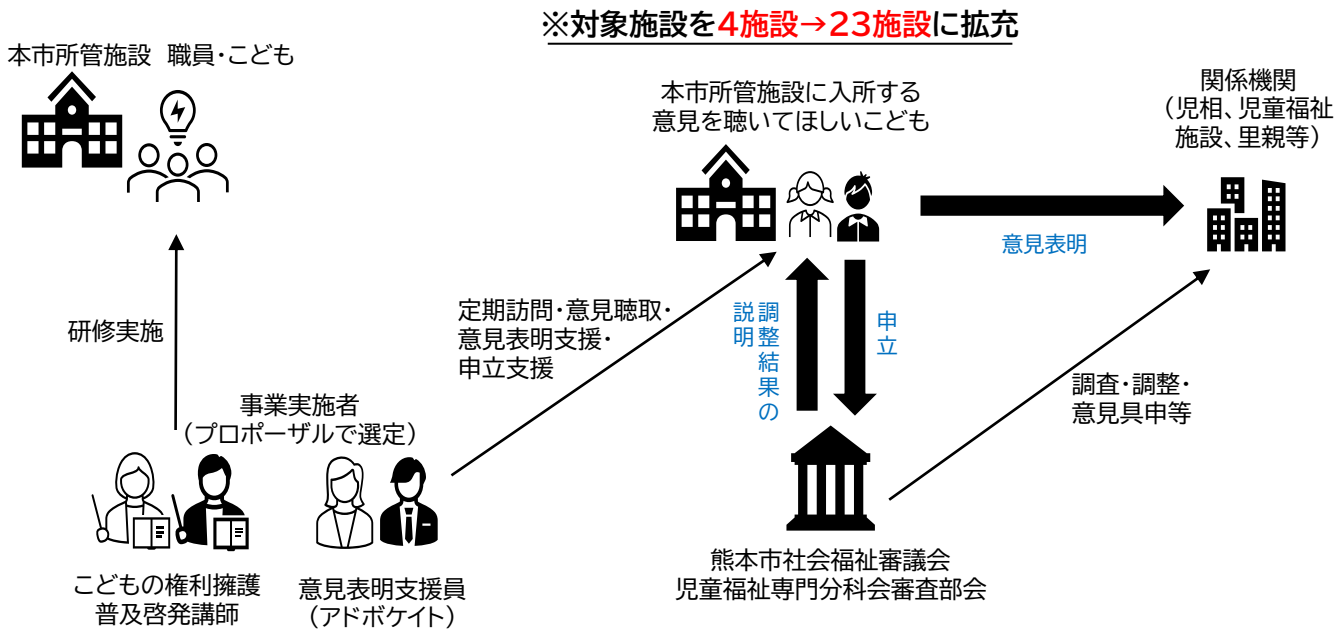

12. こどもの居場所支援事業 拡

（予算額）10,000千円
（所管課）こども家庭福祉課

○家庭や学校に居場所のないこどもに包括的な支援をするための居場所運営に要する経費

現状・課題

○不登校やヤングケアラー、ひきこもりなど**課題を抱えるこどもたちが社会とつながり、安心できる場所**で「学習習慣」や「生活習慣」を身につける場が必要である。

○令和5年度に実施したモデル事業では、支援を要する**こどもの送迎が課題**であることが判明した。

事業概要

○事業費　10,000千円

○事業内容

（1）居場所運営費　2,695千円
- ・月曜日～金曜日（祝日除く）の12:00～20:00までの開所
- ・食事（昼食、夕食）の提供
- ・生活習慣（手洗い、うがい、歯磨き等）習得の形成
- ・学習支援（宿題の見守り等）
- ・課外活動の提供（調理実習、年中行事の体験等）
- ・保護者の養育相談、悩み相談対応等

（2）職員配置経費　7,305千円[拡充]
- ・ソーシャルワーク業務に従事した経験を持ち、十分なスキルを持った児童指導専門職員を1名以上配置
- ・児童福祉業務等に従事していた経験を持つ児童指導担当職員を1名以上配置
- ・利用するこどもの送迎を担当する職員を1名以上配置【拡充】

イメージ図

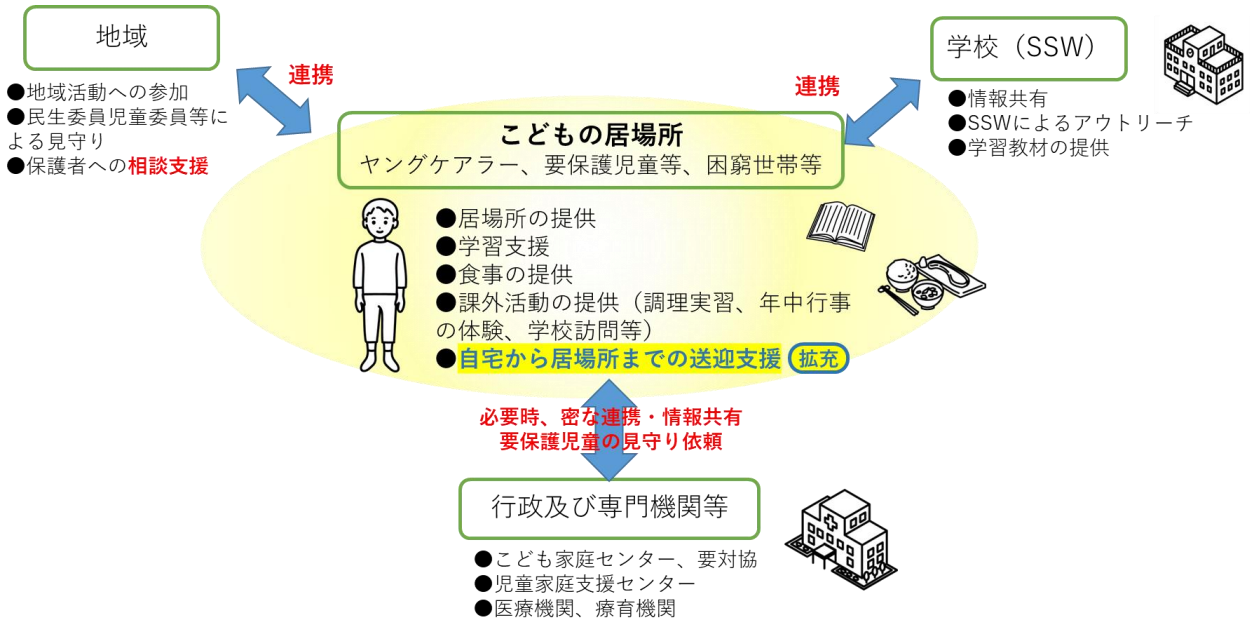

13.（仮称）若者・ヤングケアラー支援センター運営経費

新

（予算額）12,800千円
（所管課）こども家庭福祉課

○課題を抱える若者やヤングケアラーに対するアウトリーチ等による相談支援体制の強化に要する経費

現状・課題

○現在の傾聴型の相談体制では、関係機関等の紹介や情報提供、助言が中心となっており、また、匿名での相談が多く、関係機関等との連携や情報共有が難しいため、複雑で深刻化、多様化している**若者が抱える課題の解決に向けた支援**に結びつきにくい状況である。

○現在は**若者やヤングケアラー**が、気軽に集える安全な居場所がないため、若者等がいつでも相談でき、支援に繋げる事が出来る体制を整える必要がある。

事業概要

○事業費：12,800千円

○事業内容

専門的支援のノウハウや人材を有する民間事業者に相談支援業務を委託する。

（1）社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な資格を有する相談支援員を配置し、訪問支援や同行支援等の積極的支援の実施。

（2）ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート※による相談支援やSNS等を活用した相談支援など、相談しやすい体制の整備。

※同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合うこと

（3）いつでも気軽に立ち寄れ、安心して自分の時間を過ごすことができ、相談に繋がる居場所の整備。

※令和6年10月1日から委託開始予定

イメージ図

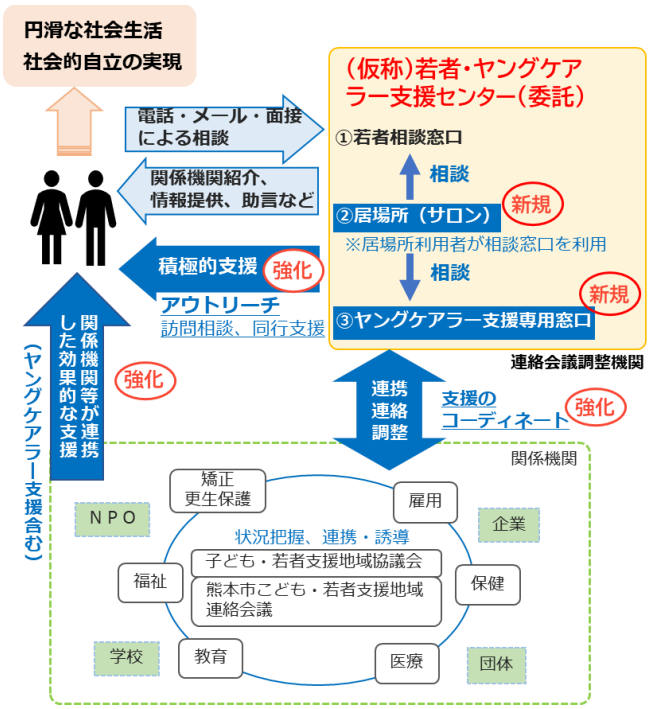

（仮称）若者・ヤングケアラー支援センターの機能拡充

アウトリーチ型 積極的な支援	訪問支援	訪問して相談を受け付け必要な支援につなげる
	同行支援	医療機関の受診や関係機関訪問等へ同行し支援につなげる
居場所づくり	居場所設置	若者やヤングケアラーがいつでも安心して自由に過ごすことができる居場所づくり
相談窓口	ヤングケアラー専用	状況を把握し、福祉・医療・介護・教育などの関係機関につなげる
連携	関係機関	子ども・若者支援地域協議会/子ども・若者支援地域連絡会議との連携

14. こども発達支援センター運営経費

拡

（予算額）34,720千円
（所管課）こども発達支援センター

○こども発達支援センターの運営等に要する経費

現状・課題

○こどもの発達に関する相談については、相談内容が多岐にわたり件数も増加傾向になっている。 ※相談件数　令和4年度：9,607件、令和5年度：5,530件（10月末時点）

○待機期間の長期化が発生していることから、令和5年8月より新たに来所面談によるトリアージ等を実施し、短縮に向けた取り組みを行っている。

事業概要

○事業費：34,720千円

○事業内容

こども発達センター運営経費【拡充】

障がい又は障がいの疑いのあるこどもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行う。
新たな取組として、心理相談員による検査等を強化し待機期間短縮に努める。

≪積算内訳≫

・会計年度任用職員等雇用経費31,314千円【拡充】
・検査等に要する経費3,406千円【拡充】

イメージ図

【こども発達支援センターの概要】
障がい又は障がいの疑いのあるこども及びその保護者から相談を受け、診察、検査及び支援を行う。加えて、必要に応じて関係機関との連携を行う。
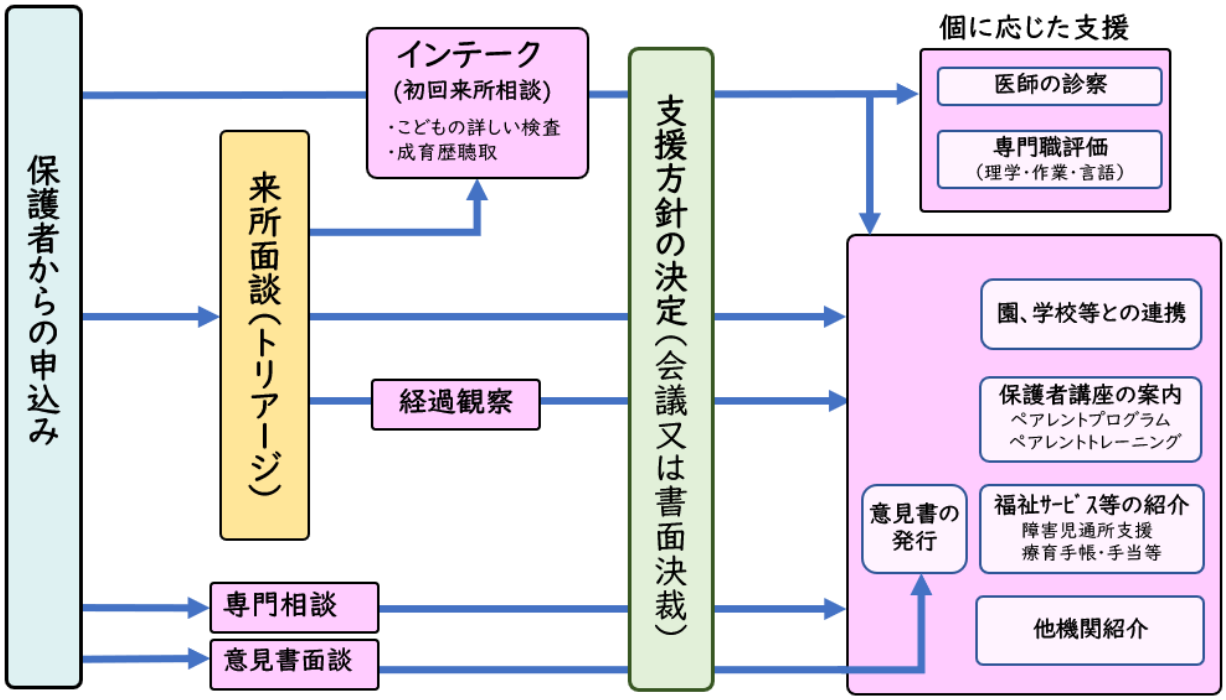
【相談支援の流れ】